

企業誘致報奨金

制度について

新風会
多比良和伸

問 これまで企業誘致の必要性・重要性を質してきましたが、残念ながら昨年度は立地した企業はありませんでした。

しかし、今後の砂川市の将来を考えると企業誘致は必要不可欠です。これまでに市民の縁がきっかけで、この砂川市に企業が来たというケースが数多くあります。

そこで他市町村でも取り入れている「企業誘致報奨金制度」例えば、北見市では企業誘致の仲介者に最高千五百万円の報奨金制度を創設しています。このように広く市民から情報提供してもらい、その紹介企業が立地された際には情報提供者に報奨金を出すという考えがないか伺います。

答 当市の企業誘致は、必要不可欠と認識しており、これらの業務を担当する専属職員以外の第三者による企業誘致活動で外部から情報収集することは重要であります。制度内容については、個々の自治体により異なりますが、基本的

には法人や個人等が企業誘致に直結する有益な情報を提供し、かつその情報を元に企業誘致のための交渉を行った結果、企業誘致が成功した場合に、成功報奨金を支払うものです。

当市としても、広く市民から情報提供を頂き、そのご縁で企業誘致に繋がれば、地域経済の活性化となりますので、これからも広く情報提供を呼び掛けて参りますが、制度化されている市町村の事例も参考に情報提供者への報奨金制度の内容等を精査し、企業誘致に対する手法の一つとして検討します。



介護支援ボランティア

制度について

公明党
辻 勲

問 介護支援ボランティアの考え方・取組みについて。

答 介護支援ボランティア制度は、高齢者が介護施設や在宅等において要介護者等に対して介護予防に資する、ボランティア活動を行った場合に、社会福祉協議会などをポイントの管理機関と定め、当該活動実績を評価した上でポイントが付与し、ボランティアをした高齢者は、その蓄積したポイントを換金することで実質的に介護保険料の支払いに充てることができる仕組みです。

この仕組みの充実を図ることは、自らの介護予防に繋がるとともに介護給付費の減少が期待できるほか地域との繋がりや高齢者の互助・共助の意識の醸成に寄与するなど重要な取組みと考えています。既に取組んでいる自治体では、ポイントの管理や活動中の事故対応など検討を要する課題があること、市が制度を導入しようとするときには、活動のニーズに合う対象者

活動できる施設等のほか、ポイント換金の方法など制度設計における課題もあり、慎重に検討を行う必要があります。

24時間訪問 サービスについて

問 介護保険24時間訪問サービスの考え方・取組みについて。

答 市内の訪問介護、訪問看護を行う事業所において、24時間対応の介護サービスの提供は可能であります。需要がない状況です。今後も介護サービスの充実に向け検討してまいります。



高齢者施策における 町内会の役割について

市民の声
小黒 弘

問 今後の高齢者施策について、町内会は何を望まれ、何をしたらよいか、その役割について伺います。

答 地域コミュニティの最小単位である町内会がコミュニティを元気にしていただきたい。

そのために町内会を強化するための事業に対する助成措置を町内会連合会や地域の声を聞きながら行います。

また、市に担当部署を作り、町内会、民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど関係団体が市の情報を共有するような条例化も考えています。

中心市街地の 活性化について

問 砂川市は中心市街地の活性化について、平成19年より中心市街地活性化基本計画に基づき進められてきました。しかし、その基本計画も本年8月で終了します。

今後の中心市街地活性化の方向

性について伺います。

答 中心市街地活性化基本計画策定時に設立され、民間団体を主として組織されている中心市街地活性化協議会を現計画終了後も継続します。協議会を中心に砂川市独自の計画を策定し、さらなる中心市街地活性化を目指していきたい。新たな計画の方向性については、商店街活性化を主たる目標におき、地域商店街活性化法に基づく事業を実施しうる商業界の組織の育成や、個店の魅力を創出し消費者の満足度を向上し購買に繋げる施策の検討実施を進めます。



望まれる活性化

道路の整備について

市民クラブ
増山 裕司

問 道路の整備について次の点について伺います。

(1) 道路の改良舗装工事基準及び優先順位について。

(2) 砂川市町内会連合会や地域からの要望の把握とその実施状況について。

答 (1) 砂川市の市道延長は、平成23年4月1日現在、238・717kmであり、内訳は改良舗装済み延長124・038km、簡易舗装延長30・061km、未舗装84・618kmです。整備基準及び優先順位は、未舗装道路では住宅等の張り付き状況、簡易舗装道路では舗装の傷み具合と交通量の状況、改良舗装道路では、道路の老朽度合いと交通量等をもとに実施計画を立てています。

(2) 各町内会が抱える要望を市に伝えることを目的とする「砂川市町内会連合会と理事者との懇談会」が毎年実施されており、その中で、各町内会から生活道路の未舗装や簡易舗装の老朽化に対する改良舗装工事の要望が多数寄せら

れており、また、各町内会などからも個別に要望が寄せられています。

市としては要望箇所ごとに現地確認を行い、緊急性と安全性、地域バランスなどを判断して、工事を実施しています。

問 工事の実施に当たっては、該当する町内会に工事内容の事前説明の有無について伺います。

答 現在は、入札後に請負業者が関係する住民の皆様に通制制限等の工事内容をチラシ等で周知しています。工事の事前説明のあり方については、検討課題とします。



市道の道路整備